

# 結婚・出産・育児

## 非課税枠100万円

### 贈与

貯金はたくさんあるが使い道に困っている高齢者のお金を子や孫に使ってもらうことで、景気の下支えと少子化対策につなげようと「贈与税」の優遇制度を広げる。

キーワードは子や孫の「結婚」「出産」「子育て」。20歳以上の子や孫1人あたり1000万円まで非課税となる制度が2015年4月に始まる。不妊治療にかかる費用や、

ベビーシッター代などに使えるが、認められない事例が多いことにも注意が必要だ。例えば「結婚」では、お相手探しの結婚相談所に支払う費用やお見合いの際の食事代、街コンへの参加費などは認められない。「子育て」に必要であっても、生まれた子どものおむつやベビーベッド、ベビーカーといった物品の購入費用も対象外だ。

信託銀行などに贈与を受け子や孫の名義の専用口座をつくらせて利用する。かかった対象経費と認められればお金

を引き出せる仕組みだ。贈与を受けた子や孫が50歳になれば、その時点で、口座に残った

#### 贈与非課税の対象と対象外

(○は対象、×は対象外)

##### 教育資金贈与

- 1人あたり最大1500万円まで
  - 学校の入学金や授業料
  - 修学旅行費、学校給食費、学校指定の制服代
  - スポーツ、音楽、絵画などの習い事の月謝

- 新たに対象に
  - 留学渡航費、進学時の引っ越し代、定期券代

- ×
  - 手品、パチンコ、マージャン、占い教室などの月謝

##### 結婚・出産・子育て資金贈与

- 15年度から1人あたり最大1000万円まで
  - 結婚式の費用、新居の家賃(結婚関係300万円まで)
  - 出産費用、不妊治療費用
  - 子どもの治療費、ベビーシッター代、保育費用

- ×
  - 新居の家具や家電、ベビー用品

ている資金には課税する。祖父母や両親が亡くなったときも、使い切っていない資金は相続税の課税対象となる。

これまでもあった学校の入学金や授業料など「教育」に関する資金の贈与の非課税制度は、15年12月末までだった期限を19年3月末まで延長する。非課税枠は30歳未満の子や孫1人あたり1500万円まででこれまでと同じだ。

使い道を従来の授業料や音楽などの習いごとの月謝だけでなく、留学渡航費や定期券代にも広げる。ただ、トランプやゲーム、カラオケ、手品などの教室は「遊興・遊技」として認めない。カジノの手法を教える教室や酒を楽しむ目的の講習も対象外となる。

### 海外移住

### 富裕層の株含み益に網

富裕層の海外移住による税逃れを防ぐ対策を2015年7月から強化する。株式など金融資産の含み益に所得税などを出国時に課税する。金融資産の売却益に課税しないシンガポールや香港、スイスに移住し、節税する富裕層が増えていることを受けた対応だ。

対象は出国時点で1億円以上の金融資産を持つ富裕層だ。出国時の時価から金融資産の取得費用を差し引いた金額に所得税と個人住民税を合わせて20%を課す。原則、出国前に税務署でほかの所得と一緒に申告する必要がある。

転勤などで海外に一時的に住み、金融資産を売却せずに帰国する予定の人に配慮する。納税猶予の届け出をすれば、原則5年間は免除する。最大5年の延長も認める。課税対象は年間100人程度という。